

【いじめ認知の手順】

令和5年4月1日

- ・ いじめまたはいじめと疑わしき事案を発見(授業中・休み時間・放課後など)…発見者
 - ・ いじめまたはいじめと疑わしき事案の報告を受ける(生徒・保護者・地域など)…受理者
- ＊発見者、受理者は教職員、SC、SSW などの学校関係者へ報告



- ・ 発見者または受理者は、生徒指導主事、生徒指導主担者(集約担当)に報告し、いじめに対応する委員会を招集してもらい、第1回いじめ防止対策会議を開催する。(当日の昼休み、当日の放課後などできるだけ早い時期、全員が揃わなくても可、ただし管理職は最低1名入る)
- ・ いじめに対応する委員会の招集が困難な場合(長期休業中、休日など)は、発見者または受理者は管理職に報告し、これを第1回いじめ防止対策会議とする。



第1回いじめに対応する委員会

- ・ 第1回いじめに防止対策会議では、被害を訴えている生徒、被害と思われる生徒の聞き取り方針を検討する。生徒の安全を第一に考え、聞き取りができるように方針を立てる。
(事案によっては被害保護者から、周りの生徒からの聞き取りも方針に入れる)



- ・ 安全を第一に考え、被害を訴えている生徒、被害と思われる生徒からの聞き取りを行う。
(事案によっては被害保護者から、周りの生徒からの聞き取りも行う)

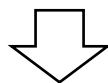


第2回いじめに対応する委員会

- ・ 聞き取り後、第2回いじめ防止対策会議を開き、聞き取りの報告後、いじめに当たるか否かの判断を行う。いじめに当たると判断すれば今後の方針を立てる。いじめに当たるか否かの判断は、いじめの定義及び注1(裏面)参照。

いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。



- ・ 本校のいじめ防止基本方針に沿って、いじめに対する対応を行っていく。

いじめの定義

（「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における定義）

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

この「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

- （注１） 「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。
- （注２） 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。
- （注３） 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- （注４） 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。
- （注５） けんか等を除く。ただし、外見的にはけんかのように見えることでも、よく状況を確認すること。

【参考】平成１７年度以前の定義は以下の通り。

この調査において、「いじめ」とは、「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」とする。

なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。

以上